

＊北海道公報

発行 北 海 道
編集 総 務 部
行 文 政 局
書 庫 課
電話 011-204-5035
FAX 011-232-1385

道警察方面本部告示

○特定調達契約に係る落札者等の公示..... 64

規 則

目 次 ページ

規 則

- 非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則の一部を改正する規則..... (人事課) 56
- 動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則..... (自然環境課) 56
- 北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則..... (地域医療課) 56
- 狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則..... (食品衛生課) 57
- 北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則..... (住宅課) 57

告 示

- 廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく指定区域の指定.... (循環型社会推進課) 57
- 特定調達契約に係る入札の公告..... (雇用労政課) 57
- 知事権限に係る保安林の指定の予定..... (治山課) 59
- 知事権限に係る保安林の指定 (2件)..... (治山課) 59
- 知事権限に係る保安林の指定の解除..... (治山課) 59
- 河川区域の廃止等により生じた廃川敷地等 (2件)..... (維持管理防災課) 60
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定..... (維持管理防災課) 60
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の指定..... (維持管理防災課) 60
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の解除..... (維持管理防災課) 60
- 都市計画の変更の決定..... (都市計画課) 61

総合振興局告示及び振興局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 61

道議会訓令

- 北海道議会議務局組織規程の一部を改正する訓令..... 62

道教育庁教育局告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示 (2件)..... 62

道監査委員公表

- 令和5年度に係る随時監査 (工事) の結果に対する措置状況の公表..... 63

道収用委員会告示

- 裁決手続開始の決定..... 63

道警察本部告示

- 特定調達契約に係る落札者等の公示..... 64

非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第10号

非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則の一部を改正する規則
非常勤職員の費用弁償の特例に関する規則 (昭和31年北海道規則第159号) の一部を次のように改正する。

第2条第1項の表婦人相談員及び母子・父子自立支援員の項中「婦人相談員」を「女性相談支援員」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第11号

動物の愛護及び管理に関する法律施行細則の一部を改正する規則
動物の愛護及び管理に関する法律施行細則 (平成18年北海道規則第43号) の一部を次のように改正する。

第7条第2項第1号中「970円」を「1,080円」に改め、同項第2号ア中「1,350円」を「1,440円」に改め、同号イ中「940円」を「1,040円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。
令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第12号

北海道立診療所条例施行規則の一部を改正する規則
北海道立診療所条例施行規則 (昭和63年北海道規則第29号) の一部を次のように改正す

る。
第3条第1項の表使用料の部分べん料の項中「138,000円」を「138,800円」に改め、同部おむつ、肌着等貸付料の項中「660円」を「960円」に、「600円」を「880円」に改め、同部新生児保育料の項中「8,800円」を「9,130円」に、「8,000円」を「8,300円」に、「6,160円」を「6,380円」に、「5,600円」を「5,800円」に改め、同部妊婦診察料の項中「3,500円」を「3,700円」に改め、同部予防接種料の項中「3,300円」を「3,410円」に、「3,560円」を「3,960円」に改め、同表手数料の部文書料の款診断書の項中「4,400円」を「5,170円」に、「1,650円」を「2,200円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第13号

狂犬病予防法施行細則の一部を改正する規則

狂犬病予防法施行細則（昭和45年北海道規則第32号）の一部を次のように改正する。

第10条第1号中「2,450円」を「2,560円」に改め、同条第2号中「1,350円」を「1,440円」に改め、同条第3号中「970円」を「1,080円」に改める。

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則をここに公布する。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

北海道規則第14号

北海道営住宅条例施行規則の一部を改正する規則

北海道営住宅条例施行規則（平成9年北海道規則第42号）の一部を次のように改正する。

第5条の2第8号イ及び第8条の2第12号イ中「第10条第1項」の次に「又は第10条の2」を加える。

別表第1の1の表道公営住宅の部滝川市の項中「283」を「303」に改め、同部余市町の項中「17」を「22」に改め、同部苫小牧市の項中「833」を「869」に改め、同部旭川市の項中「1,189」を「1,229」に改め、別表第1の2の表駐車場の部滝川市の項中「140」を「160」に改め、同部札幌市の項中「3,755」を「3,749」に改め、同部余市町の項中「17」を「22」に改め、同部苫小牧市の項中「540」を「576」に改め、同部旭川市の項中「567」を「607」

に改める。

別表第4 滝川市の部に次のように加える。

空知町団地駐車場	2,730円
----------	--------

別表第4 苫小牧市の部に次のように加える。

しらかば南団地駐車場	3,060円
------------	--------

別表第4 旭川市の部に次のように加える。

啓北団地駐車場	3,530円
---------	--------

附 則

この規則は、令和6年4月1日から施行する。

告

示

北海道告示第160号

廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）第15条の17第1項の規定により、次のとおり指定区域として指定する。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 指定番号 第432号
- 2 指定の区域 中川郡本別町勇足78番4（指定区域を明示した平面図に示す部分に限る。）
- 3 埋立地の区分 廃棄物の処理及び清掃に関する法律施行令（昭和46年政令第300号。）第13条の2第3号イ、規則第12条の31第2号

（「指定区域を明示した平面図」は、省略し、その図面を北海道環境生活部環境保全局循環型社会推進課及び十勝総合振興局保健環境部環境生活課に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第161号

次のとおり一般競争入札（以下「入札」という。）を実施する。

なお、この入札に係る調達は、地方公共団体の物品等又は特定役務の調達手続の特例を定める政令（平成7年政令第372号）の適用を受ける。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 1 入札に付する事項
(1) 調達をする物品等の名称及び数量
パーソナルコンピュータの賃貸借 一式（1月当たりの単価） 46台分

- (2) 調達をする物品等の仕様等 入札説明書による。
- (3) 納入期日 令和6年6月28日
- (4) 契約期間 令和6年7月1日から令和12年6月30日まで
なお、この契約は、地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条の3に規定する長期継続契約であるので、この契約に要する経費の歳入歳出予算の減額又は削除があった場合には、この契約を解除することができる旨の特約を付している。

(5) 納入場所 入札説明書による。

2 入札に参加する者に必要な資格

次のいずれにも該当すること。

- (1) 令和6年度に有効な道の競争入札参加資格のうち物品の賃貸借の資格を有すること。
- (2) 道が行う指名競争入札に関する指名を停止されていないこと。
- (3) 暴力団関係事業者等であることにより、道が行う競争入札への参加を除外されていないこと。
- (4) 当該調達をする物品等に関し、仕様書に記載の要件等を満たしていることを証明した者であること。
- (5) 当該調達をする物品等に関し、迅速なアフターサービス・メンテナンスの体制が整備されていることを証明した者であること。

3 条件付一般競争入札参加資格の審査

- (1) この入札は、地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の5の2の規定による条件付一般競争入札であるので、入札に参加しようとする者は、あらかじめ定めるところにより、2の(4)及び(5)に掲げる資格を有するかどうかの審査を申請しなければならない。

ア 申請の時期 令和6年3月26日（火）から同年4月26日（金）まで（日曜日及び土曜日を除く。）の毎日午前9時から午後5時まで

イ 申請の方法 別紙の申請書類を提出しなければならない。

ウ 申請書類の提出先 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
北海道経済部労働政策局雇用労政課

- (2) 審査を行ったときは、審査結果を申請者に通知する。

4 契約条項を示す場所

北海道経済部労働政策局雇用労政課

5 入札執行の場所及び日時

- (1) 入札場所 札幌市中央区北3条西6丁目 詳細は参加者が確定次第別途決定し、通知する。（送付による場合は、郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目 北海道経済部労働政策局雇用労

政課就業推進係）

- (2) 入札日時 令和6年5月8日（水）時間は参加者が確定次第別途決定し、通知する。（送付による場合は、同月7日（火）までに必着）

(3) 開札場所 (1)に同じ。

(4) 開札日時 (2)に同じ。

6 入札保証金

平成16年北海道告示第448号の1の(1)による。

7 入札説明書の交付に関する事項

(1) 交付場所 4に同じ。

(2) 交付方法 (1)の場所で交付する。

なお、郵送による交付を希望する場合は、A4判用紙が入る返信用封筒（宛先を明記したもの）及び重量130グラムに見合う郵便料金に相当する郵便切手または国際返信切手券を添えて、契約に関する事務を担当する組織に申し込むこと。

また、北海道経済部労働政策局雇用労政課のホームページ（<https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kz/rkr/index.html>）においてダウンロードすることができる。

8 落札者の決定方法及び契約書作成の要否

平成16年北海道告示第448号の2の(2)のウ及び3の(1)による。

9 落札者と契約の締結を行わない場合

落札者が暴力団関係事業者等であることにより道が行う公共事業等から除外する措置を講ずることとされた場合は、当該落札者とは契約の締結を行わない。

10 その他

平成16年北海道告示第448号の4の(2)、(3)、(6)、(8)、(11)及び(14)から(16)までによるほか、

次による。
契約に関する事務を担当する組織

- (1) 名称 北海道経済部労働政策局雇用労政課就業推進係
- (2) 所在地 郵便番号 060-8588 札幌市中央区北3条西6丁目
- (3) 電話番号 011-204-5099

11 Summary

A Nature and quantity of the products to be procured : Lease of Personal computer 46 sets

B Bid tendering date and time : May 8, 2024
(If mailed, bids must arrive no later than May 7, 2024)

C Contact : Employment and Labor Administration Division, Bureau of Labor Affairs

Policy, Department of Economic Affairs, Hokkaido Government, Kita 3-jo Nishi
6-chome, Chuo-ku, Sapporo 060-8588 Japan
Phone : 011-204-5099

北海道告示第162号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する予定である。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林予定森林の所在場所 様似郡様似町字鶉苦221（次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の崩壊の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道日高振興局産業振興部林務課及び様似町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第163号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 茅部郡森町字濁川360の5地先・360の5・360の7・360の8・360の12・364の8（以上1筆地先5筆について次の図に示す部分に限る。）、360の6
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 次の森林については、主伐は、択伐による。
字濁川360の5地先・360の5・360の6・360の12・364の8（以上1筆地先4筆について次の図に示す部分に限る。）

- その他の森林については、主伐に係る伐採種を定めない。
- 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
- 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度並びに植栽の方法・期間及び樹種 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び森町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第164号

森林法（昭和26年法律第249号）第25条の2第1項の規定により、次のように保安林を指定する。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 保安林の所在場所 礼文郡礼文町大字船泊村字ヲチャラセナイ236の1地先・265地先（以上2筆地先について次の図に示す部分に限る。）
- 指定の目的 土砂の流出の防備
- 指定施業要件
 - 立木の伐採の方法
 - 主伐は、択伐による。
 - 主伐として伐採をすることができる立木は、当該立木の所在する市町村に係る市町村森林整備計画で定める標準伐期齢以上のものとする。
 - 間伐に係る森林は、次のとおりとする。
 - 立木の伐採の限度 次のとおりとする。
（「次の図」及び「次のとおり」は、省略し、その図面及び関係書類を北海道宗谷総合振興局産業振興部林務課及び礼文町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第165号

森林法（昭和26年法律第249号）第26条の2第2項の規定により、次のように保安林の指定を解除する。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 解除に係る保安林の所在場所 山越郡長万部町字静狩497の1（次の図に示す部分に限る。）
- 保安林として指定された目的 風害の防備
- 解除の理由 鉄道用地とするため

（「次の図」は、省略し、その図面を北海道渡島総合振興局産業振興部林務課及び長万部町役場に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第166号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 河川の名 称 一級河川後志利別川水系オチャラッベ川
- 廃川敷地等が生じた年月日 令和6年3月26日
- 廃川敷地等の位置 (左岸) 瀬棚郡今金町字八東401番地先から同998番地先まで
(右岸) 瀬棚郡今金町字八東13番53地先から字白石96番55地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量 土地 63,339.65㎡

北海道告示第167号

河川区域の廃止により廃川敷地等が生じたので、河川法施行令（昭和40年政令第14号）第49条の規定により、次のとおり告示する。

その関係図面は、北海道渡島総合振興局函館建設管理部に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 河川の名 称 一級河川後志利別川水系パンケオイチャヌンベ川
- 廃川敷地等が生じた年月日 令和6年3月26日
- 廃川敷地等の位置 (左岸) 瀬棚郡今金町字鈴金224番6地先から字金原112番1地先まで
(右岸) 瀬棚郡今金町字鈴金277番13地先から字金原269番2地先まで
- 廃川敷地等の種類及び数量 土地 29,707.07㎡

北海道告示第168号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律（昭和44年法律第57号）第3条第1項の規定により、次の区域を急傾斜地崩壊危険区域に指定する。

その関係図面は、北海道建設部建設政策局維持管理防災課及び十勝総合振興局帯広建設管

理部に備え置いて縦覧に供する。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

音更宝来本通6丁目1その2地区急傾斜地崩壊危険区域
次に掲げる地番の土地に存する標柱1号から標柱8号までを順次結んだ線及び標柱1号と標柱8号とを結んだ線によって囲まれた区域

郡	町	字	地番	標柱番号
河東郡	音更町	宝来東町南2丁目	39番	1
同	同	宝来南1条6丁目	1番23	2
同	同	同	1番10	3
同	同	同	同	4
同	同	同	1番30	5
同	同	同	1番75	6
同	同	同	1番13	7
同	同	宝来東町南2丁目	29番3	8

北海道告示第169号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57号）第7条第1項及び第9条第1項の規定により、次の区域を土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域として指定する。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳北信濃1（I-0-275-275）
- 土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市北信濃、桂木5丁目、桂木6丁目（次の図のとおり）
- 土砂災害の発生原因となる自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 当該自然現象により建築物に作用すると想定される衝撃に関する事項
次の図のとおり
（「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。）

北海道告示第170号

土砂災害警戒区域等における土砂災害防止対策の推進に関する法律（平成12年法律第57

号) 第7条第6項及び第9条第8項の規定により、次の土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の全部について指定を解除する。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 解除に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の箇所番号
千歳北信濃1 (I-0-275-275)
- 解除に係る土砂災害警戒区域及び土砂災害特別警戒区域の表示
千歳市北信濃、桂木5丁目、桂木6丁目(次の図のとおり)
- 土砂災害の発生原因としていた自然現象の種類
急傾斜地の崩壊
- 当該自然現象により建築物に作用すると想定されていた衝撃に関する事項
次の図のとおり

(「次の図」は省略し、その図面を北海道空知総合振興局札幌建設管理部に備え置いて縦覧に供する。)

北海道告示第171号

都市計画法(昭和43年法律第100号)第21条第1項の規定により、都市計画を次のとおり変更した。

その都市計画の図書は、北海道建設部まちづくり局都市計画課に備え置いて、一般の縦覧に供する。

令和6年3月26日

北海道知事 鈴木直道

- 千歳恵庭圏都市計画区域区分に係る事項
 - 都市計画の種類 区域区分
 - 都市計画を定めた土地の区域
 - 市街化調整区域から市街化区域に変更した土地の区域
千歳市北信濃の一部
 - 市街化区域から市街化調整区域に変更した土地の区域
なし

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

- 札幌圏都市計画道路に係る事項
 - 都市計画の種類 道路
 - 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・2・302号	角山通	江別市角山	江別市角山	江別市角山	

3・3・308号 5丁目通 江別市高砂町 江別市角山 江別市元江別
(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

3 千歳恵庭圏都市計画道路に係る事項

- 都市計画の種類 道路
- 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線道路	3・2・128号	恵千通	恵庭市北柏木町1丁目	恵庭市戸磯	恵庭市中島町	

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

4 長万部都市計画道路に係る事項

- 都市計画の種類 道路
- 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・3・1号	学苑海岸通	長万部町字大浜	長万部町字長万部	長万部町字長万部	
	3・4・4号	本町通	長万部町字大浜	長万部町字長万部	長万部町字長万部	
	3・4・6号	駅前通	長万部町字長万部	長万部町字長万部	長万部町字長万部	

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

5 倶知安都市計画道路に係る事項

- 都市計画の種類 道路
- 都市計画を定めた土地の区域

種別名	称	起	点	終	点	主な経過地
幹線街路	3・4・4号	南3条通	倶知安町字旭	倶知安町北5条東7丁目	倶知安町南3条西1丁目	

(縦覧に供する都市計画の図書のとおり)

総合振興局告示及び振興局告示

北海道上川総合振興局告示第1006号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月26日

北海道上川総合振興局長 竹澤孝夫

- 落札に係る物品等の名称及び数量
 - 落札に係る物品等の名称
複写機等の賃貸借(点検、調整及び消耗品(用紙及びステープル針を除く。))の供給を含む。以下同じ。)一式(1月当たりの単価及び1枚当たりの単価)
 - 調達台数及び調達予定数量

- 4台及び1月当たりカラー44,600枚、モノクロ17,300枚
- 2 落札を決定した日
令和6年3月1日
- 3 落札者の氏名及び住所
(1) 氏名 ユー・システム株式会社
(2) 住所 旭川市物流団地1条1丁目4番25号
- 4 落札金額
(1) 基本料金(1月当たりの単価) 4,000円
(2) 複写料金(1枚当たりの単価) カラー3.49円、モノクロ0.65円
- 5 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 6 一般競争入札の公告
令和6年1月30日付け北海道上川総合振興局告示第1002号
- 7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
(1) 名称 北海道上川総合振興局産業振興部調整課
(2) 所在地 旭川市永山6条19丁目1番1号

道 議 会 訓 令

北海道議会訓令第1号

北海道議会議務局

北海道議会議務局組織規程の一部を改正する訓令を次のように定める。

令和6年3月26日

北海道議会議長 富原 亮

北海道議会議務局組織規程の一部を改正する訓令

北海道議会議務局組織規程(昭和52年北海道議会訓令第1号)の一部を次のように改正する。

第5条の議事課の事項中第10項を削り、第11項を第10項とする。

第9条第4項の表中

「主事 上司の命を受け、事務に従事する。」を

「調整幹 上司の命を受け、特定の業務に係る企画及び連絡調整等に関する事務を処理するとともに、職員等の指導、支援、助言等に関する事務に従事する。」に改める。

主事 上司の命を受け、事務に従事する。

附 則

この訓令は、令和6年4月1日から施行する。

道 教 育 庁 教 育 局 告 示

北海道教育庁宗谷教育局告示第23号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月26日

北海道教育庁宗谷教育局長 山崎 義一

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

ア 宗谷管内道立学校及び宗谷教育局モノクロ複写機の賃貸借

複写機及びその附属品の賃貸借(点検、調整及び消耗品(ステープルの針及び用紙を除く。))の供給を含む。)

イ 稚内高等学校カラー複写機の賃貸借

複写機及びその附属品の賃貸借(点検、調整及び消耗品(ステープルの針及び用紙を除く。))の供給を含む。)

(2) 調達台数及び調達予定数量

ア 12台及び1月当たり86,600枚

イ 2台及び1月当たりモノクロ4,568枚、カラー4,436枚

2 落札を決定した日

令和6年3月4日

3 落札者の氏名及び住所

(1) 1の(1)のイ

ア 氏名 大広株式会社

イ 住所 稚内市中央3丁目16番20号

(2) 1の(1)のイ

ア 氏名 オフィス文具株式会社

イ 住所 稚内市潮見4丁目3番8号

4 落札金額

(1) 1の(1)のイ

ア 基本料金(1月1台当たり) 27,000円

- イ 複写料金（1枚当たり） 3.80円
(2) 1の(1)のイ
ア 基本料金（1月1台当たり） 28,450円
イ 複写料金（1枚当たり） モノクロ 3.50円、カラー 19.50円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年2月6日付け北海道教育庁宗谷教育局告示第2号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁宗谷教育局道立学校運営支援室
(2) 所在地 稚内市末広4丁目2番27号

北海道教育庁オホーツク教育局告示第22号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。

令和6年3月26日

北海道教育庁オホーツク教育局長 桑原知己

1 落札に係る物品等の名称及び数量

(1) 落札に係る物品等の名称

複写機等の賃貸借（オホーツク管内道立学校複写機賃貸借契約（北見地区））一式
（1月当たりの単価及び1枚当たりの単価）

(2) 調達台数及び調達予定枚数

25台及び1月当たり154,200枚

2 落札を決定した日

令和6年2月27日

3 落札者の氏名及び住所

- (1) 氏名 小林株式会社
(2) 住所 北見市本町5丁目9番15号

4 落札金額

基本料金（1月当たりの単価）	326,000円		
複写料金	1,000枚まで	1枚当たり	1.8円
	1,001枚から5,000枚まで	1枚当たり	1.8円
	5,001枚以上	1枚当たり	1.8円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年2月6日付け北海道教育庁オホーツク教育局告示第4号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道教育庁オホーツク教育局道立学校運営支援室契約支援係
(2) 所在地 網走市北7条西3丁目

道 監 査 委 員 公 表

地方自治法（昭和22年法律第67号）第199条第5項の規定により実施した令和5年度に係る随時監査（工事）の結果に基づき講じた措置について、同条第14項の規定により、知事から通知があったので、同項の規定により、次のとおり公表する。

なお、「次のとおり」については、北海道監査委員事務局総括監査課、北海道総務部行政局文書課行政情報センター並びに各総合振興局及び振興局（石狩振興局を除く。）の行政情報コーナーに備え置いて一般の縦覧に供するほか、北海道監査委員事務局のホームページ（URL <https://www.pref.hokkaido.lg.jp/kj/skk/>）から閲覧することができる。

令和6年3月26日

北海道監査委員 中野秀敏
北海道監査委員 沖田清志
北海道監査委員 深瀬聡
北海道監査委員 永山秀明

道 収 用 委 員 会 告 示

北海道収用委員会告示第3号

土地収用法（昭和26年法律第219号）第45条の2の規定により収用の裁決手続の開始を決定したので、次のとおり公告する。

令和6年3月26日

北海道収用委員会会長 池田茂徳

- 1 事件名
令和6年（収）第1号 札幌圏都市計画道路事業（3・2・401号花川通）収用事件
- 2 起業者の名称
北海道
- 3 事業の種類
札幌圏都市計画道路事業（3・2・401号花川通）
- 4 裁決手続開始を決定する土地

裁決手続の開始を決定する土地						土地所有者		土地に関して権利を有する関係人			
所在	地番	地目	登記記録上の地積(m ²)	実測地積(m ²)	収用しようとする土地の面積(m ²)	氏名	住所	氏名	住所	権利の表示	
										受付年月日 受付番号	種類
石狩市花畔	354番79	雑種地	208	208.78	208.78	西尾 日出子	札幌市西区二十四軒4条4丁目3番14号 ただし、土地登記記録上の住所 札幌市琴似町二十四軒81番地11	西尾 正文	札幌市西区二十四軒4条4丁目3番14号	なし	使用借権

5 裁決手続開始決定の日
令和6年3月15日

道警察本部告示

北海道警察本部告示第206号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和6年3月26日

北海道警察本部長 鈴木 信 弘

- 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) 自動車ガソリン (JIS1号) (1リットル当たりの単価)	120,000リットル
(2) 自動車ガソリン (JIS2号) (1リットル当たりの単価)	617,000リットル
(3) 軽油 (JIS各号) (1リットル当たりの単価)	98,000リットル
(4) ガソリンエンジン用オイル (SN級以上のマルチグレードタイプ) (1リットル当たりの単価)	3,200リットル
(5) ディーゼルエンジン用オイル (CF級以上のマルチグレードタイプ) (1リットル当たりの単価)	1,000リットル
- 落札者を決定した日
令和6年3月8日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名 北日本石油株式会社
 - 住所 東京都中央区日本橋蛸殻町1丁目28-5
- 落札金額
 - 184円
 - 172円
 - 159円
 - 1,600円

- 1,400円
- 契約の相手方を決定した手続
一般競争入札
- 一般競争入札の公告
令和6年1月26日付け北海道警察本部告示第28号
- 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地
 - 名称 北海道警察本部総務部装備課
 - 所在地 札幌市中央区北2条西7丁目

道警察方面本部告示

北海道警察旭川方面本部告示第69号

次のとおり一般競争入札により落札者を決定した。
令和6年3月26日

北海道警察旭川方面本部長 野手 敏 光

- 落札に係る物品等の名称及び調達予定数量

(1) 自動車用ガソリン (JIS1号) (1リットル当たりの単価)	46,100リットル
(2) 自動車用ガソリン (JIS2号) (1リットル当たりの単価)	101,200リットル
(3) 軽油 (JIS各号) (1リットル当たりの単価)	17,800リットル
(4) ガソリンエンジン用オイル (API SN級) (1リットル当たりの単価)	990リットル
- 落札を決定した日
令和6年3月7日
- 落札者の氏名及び住所
 - 氏名 日東石油株式会社
 - 住所 旭川市本町3丁目437番地239

4 落札金額

- (1) 171円
- (2) 160円
- (3) 146円
- (4) 950円

5 契約の相手方を決定した手続

一般競争入札

6 一般競争入札の公告

令和6年1月23日付け北海道警察旭川方面本部告示第16号

7 契約に関する事務を担当する組織の名称及び所在地

- (1) 名称 北海道警察旭川方面本部会計課
 - (2) 所在地 旭川市1条通25丁目487番地の6
-